

ゆめ半島千葉国体馬術競技会における 馬インフルエンザ防疫対策

千 葉 県

1 出発地における出場馬の対策

(1) 施設区分

ア 非発生施設

平成22年4月1日以降、馬インフルエンザ（以下「本病」という。）の発生が認められていない施設。

イ 発生が終息した施設（今後、本病の発生が認められた場合）

全飼養馬について本病の治癒（家畜防疫員による臨床検査及び簡易キットによる検査並びに必要な応じて実施する RT-PCR 検査（以下「各種検査」という。）により陰性が確認されていること。）を確認後、少なくとも14日間は新たな発生が認められていない施設。

ウ 発生が終息していない施設（今後、本病の発生が認められた場合）

本病が発生し、イの条件を満たさない施設。

(2) 非発生施設及び発生が終息した施設

ア 移出前7日間の健康検査を行い、臨床症状の異常がないことを確認すること。また、この期間は他馬との接触を可能な限り控えること。

イ 非発生施設において、1の(2)のアにより本病を疑う症状がある場合は、獣医師による、簡易キットによる検査を行い、陰性が確認された馬のみを移出すること。ただし、今後、国内で本病の発生が認められた場合は、症状の有無に関係なく移出前3日以内に簡易キットによる検査を行い、陰性が確認された馬のみを移出すること。

ウ 移出時には施設、厩舎の出入口において人の手指、衣服、靴底、馬の蹄、馬運車等の洗浄・消毒を実施すること。（国の基本方針の2の(2)の②のi）

(3) 発生が終息していない施設

大会会場への入場はできない。

(4) 1の(2)のイにより簡易キットによる検査を実施した場合は、馬術競技会場への入厩時に、陰性であることを示す証明（馬インフルエンザ検査結果証明書（別紙））を携行すること。健康手帳の検査欄に記載しても可。

(5) 獣医師による検査については、公的機関等による実施が望ましい。

2 国体馬術競技施設入厩時の対策

- (1) 競技会場に到着後は、係員の指示に従い、出発地で発行された「馬インフルエンザ検査結果証明書」(検査実施時のみ)、「馬の検査、注射、薬浴、投薬証明手帳」及び「日本馬術連盟乗馬登録証」を提示のうえ、馬運車及び馬運搬責任者等の靴底、馬体等の消毒を実施し、会場内に入場すること。
- (2) 入厩後、「ゆめ半島千葉国体馬事衛生対策要項」による健康検査を受検すること。その際、臨床症状(発熱、呼吸器異常等)が確認され、家畜防疫員が必要と判断した場合には、各種検査を実施する。
- (3) 2の(2)による検査で陽性が確認された場合は、本病のまん延を防止するため、当該馬及び当該馬と同一馬運車で運搬された馬を速やかに隔離用厩舎に隔離する。(国の基本方針の1の(3)のイ)
- (4) 2の(3)により隔離された馬については、14日間の経過観察を行い、臨床検査に異常がないことを確認するとともに、観察後7日目及び14日目の獣医師による各種検査で陰性が確認された馬のみを移出又は解放する。(国の基本方針の2の(2)の①のiii又は②のiii)

3 大会期間中の対策

- (1) 入厩期間中、馬取扱責任者は、毎日、出場馬の臨床観察及び体温測定を行い、発熱等の臨床症状が確認された場合は、直ちに獣医師に届け出るとともに、家畜防疫員の指示に従い各種検査を受検すること。
- (2) 検査において、陽性が確認された場合には、本病のまん延を防止するため、当該馬を速やかに施設内の隔離用厩舎に隔離する。(国の基本方針の1の(3)のイ)
- (3) 大会期間中に陽性馬が確認された場合には、大会参加馬全てに対し簡易キットによる検査を実施する。
- (4) 3の(3)の検査により陽性が確認された馬に対しては、3の(2)と同じ対応を実施する。
- (5) 3の(2)及び(4)により隔離された馬については、2の(4)と同じ対応を実施する。

4 国体馬術競技施設退厩時の対策

- (1) 退厩馬は、退厩日に臨床症状(発熱、呼吸器異常等)が確認され、家畜防疫員が必要と判断した場合には、各種検査を実施する。
- (2) 検査において陽性が確認された場合には、2の(4)と同じ対応を実施する。

(3) 馬運搬責任者及び馬取扱責任者等は、競技施設退厩後は速やかに出発地に戻り、当該都道府県において、国の基本方針に沿って着地検疫を受検すること。(本病発生時)

5 国体終了後の帰厩馬の対策 (本病発生時)

- (1) 帰厩馬は、検疫区域等に収容すること。
- (2) 帰厩馬は、検疫区域等において7日間の臨床観察並びに移入後3日目及び7日目に獣医師による検査を行い、陰性が確認された馬のみ解放すること。(国の基本方針の2の(2)の①のii又は②のii)

6 その他

- (1) 上記に定めるほか、必要に応じて、具体的な防疫対策を実施する必要性が生じる場合は家畜防疫員の指示に従うこと。
- (2) その他協力をお願いする事項については、別途連絡する。

別紙

馬インフルエンザ（E I）検査結果証明書
（E I 予防接種履歴証明）

競技会名：ゆめ半島千葉国体馬術競技大会

厩舎出発日：平成22年 月 日

下記の馬は、いずれも 月 日に実施したE I簡易検査において陰性であり、またE I予防接種も規程の通り実施していることを証明します。

検査キット商品名： _____

平成22年 月 日

所 属： _____

証明獣医師氏名： _____ (印)

連絡先電話番号： _____

所属クラブ等の名称： _____

競技馬名

- | | |
|---------|---------|
| ① _____ | ⑤ _____ |
| ② _____ | ⑥ _____ |
| ③ _____ | ⑦ _____ |
| ④ _____ | ⑧ _____ |

【参考】ゆめ半島千葉国体馬事衛生対策要項（防疫検査の基準）

基礎免疫として21日以上2ヶ月以内（平成20年3月31日以前は2週間以上2ヶ月以内）の間隔で2回接種後、以降継続して6ヶ月+21日以内（平成20年3月31日以前は1年以内）に補強接種を実施していること。以上が満たされていない場合は基礎免疫を再度実施すること。

なお、直近の接種は、大会最終日前6ヶ月+21日以内、入厩日の1週間以前（基礎接種（2回目）の場合は2週間以前）に完了しておくこと。

※この証明書の提出に係わらず、入厩時には健康手帳による当該予防接種履歴の再確認を行う。